新規参入者の参入年度における排出係数の算出について

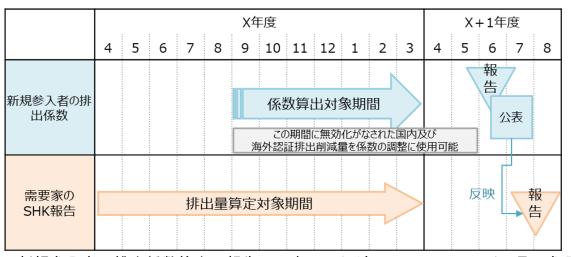
1. 基本的考え方

希望する新規参入者は、以下の方法により参入年度に限って年度ごとの排出係数に相当する係数を算出の上、根拠資料とともに国に提出し、国は、当該係数及び根拠資料の内容を確認し、ウェブサイトにて公表することとする。

2. 算出方法、公表時期等

新規参入者については、参入年度について、以下の方法により年度ごとの排出係数に相当する係数の算出等を行う。

- > 新規参入者(甲)は係数算出対象年度(X年度)の半ばに参入(特定排出者(乙)への小売供給を開始)したことから、希望する場合は参入時から参入年度末までに甲が乙に小売供給した都市ガスについて排出係数を算出し、排出量算定対象年度の翌年度の当初(X+1年6月半ば頃を想定)までに国に提出する。なお、甲は係数算出対象期間(参入時から参入年度末まで)に排出量調整無効化がなされた国内及び海外認証排出削減量を調整後排出係数の算出に用いることができる。また、係数算出対象期間の翌年度である X+1年4月1日から5月31日までの間に排出量調整無効化がなされた国内及び海外認証排出削減量については、係数算出対象期間内に排出量調整無効化されたものとみなし、調整後排出係数の算出に用いることができるものとする。ただし、甲の参入年度の調整後二酸化炭素排出量の算定に用いた国内及び海外認証排出削減量については、翌年度以降の調整後排出係数の算出に用いることはできない。
- ▶ 国は、甲が希望する場合は、X+1年6月末頃に乙がX年度の排出量報告に使用することができる甲の排出係数として、当該係数を公表する。
- ➤ 乙は、国が公表した甲の排出係数を用いて公表時以降、排出量を報告することが可能である。また、公表前に実測等に基づく係数又は省令の排出係数を用いて排出量を報告することも可能である。なお、X 年 4 月 1 日から甲の参入までの期間の都市ガスの使用に伴う排出係数は、国が当該期間都市ガスを小売供給した既参入者の排出係数を公表している場合は当該排出係数、公表していない場合は実測等に基づく係数又は省令の排出係数を用いて排出量を算定する。
- ▶ X+1年度以降については、本文に記載のとおりに算出する。



新規参入者の排出係数算出・報告・公表のスケジュールについて (9月に参入 した場合)